

(提案基準第10号)

中小企業の拡張に係る開発又は建築等に関する基準

この基準は、線引き前から市街化調整区域において営業している中小企業の事業活動の効率化を図るための開発又は建築等を、次の要件の全てに該当すれば、やむを得ないものとして容認するものである。

- 1 申請地は、次のいずれにも該当していること。
 - (1) 原則として申請者の所有している土地であること。
 - (2) 既存の事業所用地に隣接する土地であること。
 - (3) 既存の事業所用地の面積と同程度以下であること。
- 2 申請者は、線引き前から当該区域において当該事業を営む中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者をいう。）であること。
- 3 申請に係る建築物（第一種特定工作物を含む。）の用途は、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 既存の事業所の施設と密接不可分な関係にあり、かつ、自己の業務用のものであること。
 - (2) 都市計画上及び周辺的环境保全上支障のないものであること。
- 4 当該企業拡張（移転を含む。）について真にやむを得ないと認められる合理的理由が存し、かつ、隣接地の所有者及び居住者などの建築同意が得られるものであること。
- 5 開発又は建築等の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(平成12年11月23日から施行)

(平成15年2月13日から改正施行)

(平成17年4月13日から改正施行)